

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0467-40-5020) (月～金曜日 08:30～17:30)

担当 介護支援専門員 宮田 幸世 / 管理責任者 宮田 幸世

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

1. 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	株式会社エルマノ
事業所名	すばるケアプランセンター
所在地	神奈川県鎌倉市笛田2-1-35
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (神奈川県 第1472103025号)
サービスを提供する実施地域	鎌倉市全域

1. 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名 (管理者兼務)

2. 営業日・営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

(土曜日・日曜日・祝日 12月30日～1月3日は休業)

3. 当法人の概要

法人種別・名称 株式会社エルマノ

設立 1992年(平成4年)7月1日(創業 昭和62年)

所在地 神奈川県横浜市戸塚区川上町90番地6 東戸塚ウエストビル

電話 045-390-0527

事業内容 保険調剤・処方せん受付 (在宅訪問実施) 調剤薬局の運営
介護保険法に基づく 居宅介護支援事業
訪問看護ステーション (系列会社運営)

4. 従業員の研修

当事業所は介護支援専門員の資質向上のため研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

採用時研修 採用後1か月以内

継続研修年4回

資格更新研修 法で定められた介護支援専門員資格有効期間に基づく時期

5. 秘密の保持

従業員は業務上知り得た利用者様・その家族の秘密を保持する。また、そのため従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との就業規則において定め、雇用契約の内容とします。

6. 事故・災害・感染症等発生時の対応

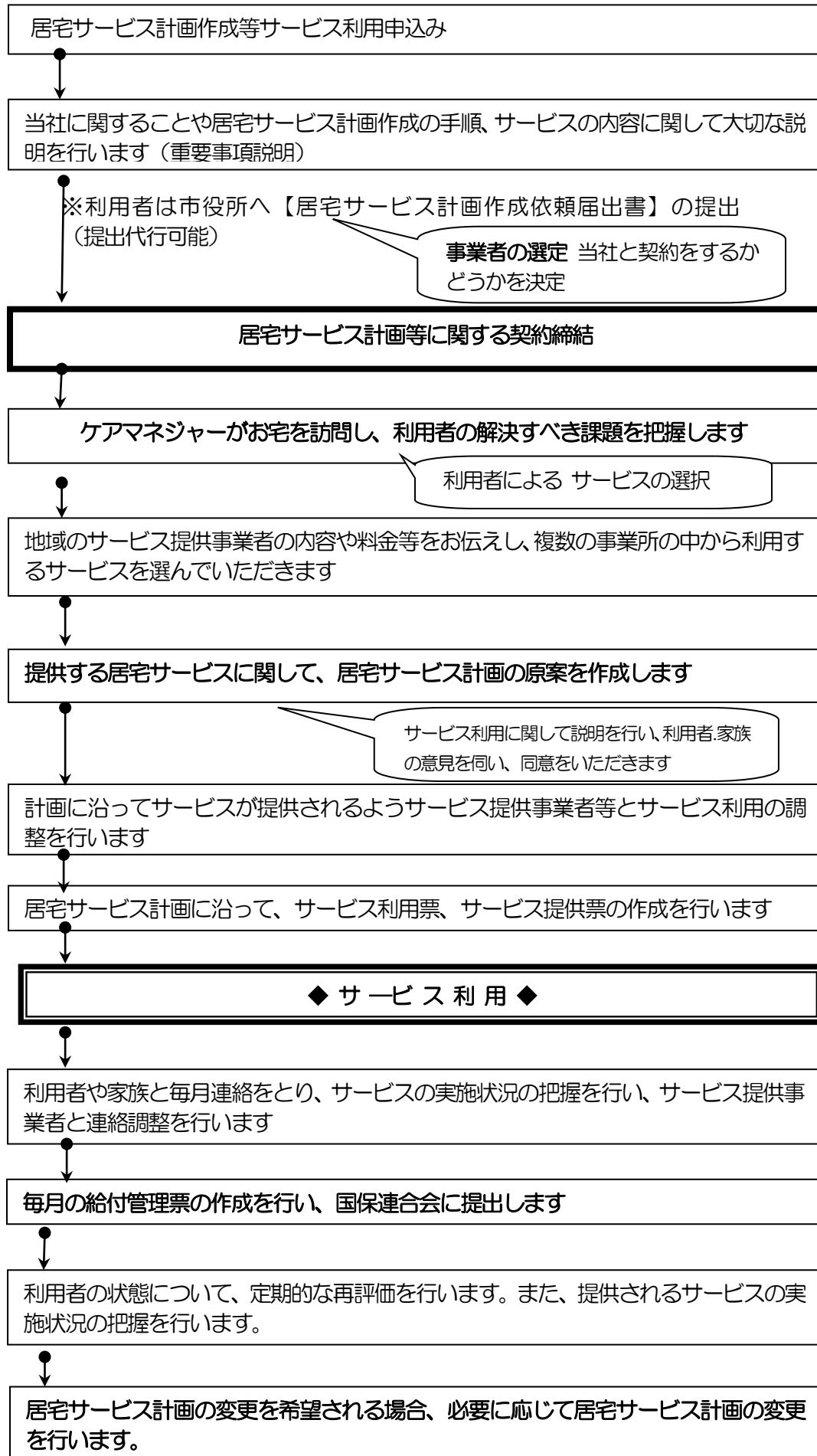
1. 当事業所は利用者に事故が発生した場合には速やかに利用者家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

当事業所は前項の事故及び事故に際してとった処置について記録を行います。

当事業所は利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

2. サービス提供中に災害や感染症が発生した場合は、生命の安全を最優先とした対応を行うため、サービスの提供を中止し、避難や感染対策等の適切な対応を行います。
また災害や感染症等により、サービスの提供が困難となった場合には、再開できるまで支援の提供を中断する場合がありますが、迅速な復旧に努めます。

7.居宅介護支援サービス提供の標準的な流れ



8.利用料金

1 介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合の基本報酬

要介護1・2 →12,489円 要介護3・4・5→16,226円

※加算が算定された場合は下記の料金が上乘せされます。

※退院→看取り等のケアマネジメント業務において介護サービスの利用が無くても基本報酬の算定を行うことがあります。

1月につき	
(ア) 初回加算	3,450円
(イ) 入院時情報連携加算 (I)	2,875円
(ウ) 入院時情報連携加算 (II)	2,300円
(エ) 退院・退所加算連携1回	5,175円/6,900円
(オ) 2回	6,900円/8,625円
(カ) 3回	10,350円
(キ) ターミナルケアマネジメント加算	4,600円
(ク) 緊急時等居宅カンファレンス加算 月2回まで	2,300円

2. 要介護または要支援認定を受けられた方で、法定代理受領サービスの場合は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

3. 交通費 無料

4. 解約料 無料

お客様はいつでもこの契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

5. 当事業所の前6か月に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護（地域密着型通所介護含む）・福祉用具貸与の各サービスの利用割合については別紙の通りです。

9.サービス内容に関する苦情

1.当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

2.その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

鎌倉市 介護保険課	0467-61-3950
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	045-329-3447

10. ハラスメント行為の防止

1.提供するサービスの継続性や品質の担保、サービス提供上の安全の確保や、利用者や家族等が安心してサービスを受けられるようにするため、次に示すハラスメント行為等に該当した場合、正当な理由として契約解除となる場合があります。（但し病気や障害の症状によるものは一概に判断はせず、関係機関や主治医と連携し適切な対応をいたします。）

身体的暴力・精神的暴力・性的な言動・行動（セクシュアルハラスメント）・度を越えたクレームやストーカー行為、犬や猫などペットの不適切な管理など

2.介護計画作成上における公正中立の確保を行うため利用者からの謝礼等としての金品の收受は法令違反となります。あらかじめご了承ください。

11.高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護・虐待の防止等をより推進する観点から虐待の発生または再発を防止するための措置を講じます。その内容については、委員会の開催・指針の整備・研修の実施・担当者を設置を行

います。

12.身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合にはその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13.業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供している体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定を行い、必要な措置を講じます。